

平成20年（行ウ）第599号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

2010（平成22）年4月19日

証 拠 説 明 書 （ 5 ）

東京地方裁判所民事第2部 E係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士	東 澤	靖
同	川 口	和 子
同	二 関	辰 郎
同	小 町 谷	育 子
同	魚 住	昭 三
同	古 本	晴 英
同	張	界 満

甲号証 番号	標 題 (原本・写の別)		作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
110	衆議院会議録情報 第048回国会 予 算委員会 第12号	写	衆議院 1965年2月15 日	被告国準備書面(4)の「(49)高杉代 表の発言問題(文書1422・乙第1 30号証, 番号53)」の 不開示部分である「高杉発言」に対す る高杉政府代表の見解の内容
111	逐条解説 公文書管理法	写	株式会社ぎょ うせい 2009年10月 20日初版発行	公文書管理法において「時の経過」 が、『30年ルール』に由来し、重要な 考慮要素とされている事実
112 の1	開示決定通知書	写	内閣府大臣官 房長 松元 崇 2010年1月22 日	甲112の2が情報公開で入手した立法 資料であることを示すためのもの
112 の2	公文書管理法立法資 料	写	内閣法制局 平成21年1月 6日	公文書管理法の立法過程において は、情報公開法5条3号、4号該当性 に関する被告国の主張立証責任が、「時 の経過」のために加重されるものと思 えられていた事実